

重要事項説明書

(居宅介護支援事業所)

ケアプランセンター共生

事業所指定番号 0873000491

住所 かすみがうら市新治 1832-37

電話番号 0299-56-3877

FAX 0299-56-3878

一般社団法人 共生

様

居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和8年6月1日現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0299-56-3877) (月～金曜日 8:30～17:00)

担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 皆川 郁 _____

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター共生
所在地	茨城県かすみがうら市新治 1832-37
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (茨城県 第 0873000491 号)
サービスを提供する 実施地域※	かすみがうら市 ・ 石岡市 ・ 小美玉市 ・ 土浦市

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 主任介護支援専門員(常勤兼務) 1名 管理・監督・指導

主任介護支援専門員(常勤専従) 2名 居宅サービス計画の作成・訪問・面接・相談・調査等

*ICT活用・ケアプランデータ連携システムの導入を行っております。

(3) 営業時間

営業日: 月～金曜日 8:30～17:00 (転送や伝言機能を活用し、24時間連絡可能な体制にしています)

休業日: 土曜・日曜・祝祭日および夏季休業(8/13～8/16)・年末年始(12/29～1/3)

3. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料・加算等 / 付属別紙2 参照)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合には、1ヶ月につき要介護度に応じて金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要となります。

※提供地域から超えた部分

片道 2Km未満 無料

片道 2Km以上5Km未満 200円

片道 5Km以上20Km未満 400円

20Km以上は10Km毎に 200円加算する。

なお、利用者負担費用が発生した場合には、翌月10日付けで請求書を発行いたします。

集金または対象者のみに金融機関振込先をお知らせいたしますので、振り込みにてお支払いください。振り込み手数料は利用者の負担となります。

受領しました際には領収書を発行いたします。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、解約料はいつさいかかりません。

4. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で、自立した日常生活を送ることができるよう、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況や生活環境に応じて、利用者自身の選択に基づいた適切な保険・医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、公正中立な立場で支援を行ないます。 また、市町村や地域包括支援センター、関係機関との連携を図り、安心して在宅生活を継続できるよう努めます。

5. 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。アセスメント様式については独自方式使用。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	ひと月に1回、利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やサービスの利用状況、計画の目標等の達成状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるように援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

※付属別紙1「要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書」

6. 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- (2) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- (3) 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業者主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいいたしません。

7. 居宅介護支援の業務範囲以外の内容

介護支援専門員は、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて関係機関等をご案内いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	・救急車への同乗 ・入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ・医療行為（注射・点滴・服薬管理等。医師の診断や治療に関する判断） ・家事の代行業務（掃除・調理等） ・直接の身体介護（おむつ交換・食事・入浴介助等） ・金銭管理（預貯金の管理や、お金の出し入れ） ・身元保証・代理行為（入院・入所時の身元保証人、各種契約の代理署名） ・利用者・家族間の私的トラブルへの介入（私的な問題解決への介入） ・土地や住宅、相続に関する手続きや申請の代行・支援 等
-----------------	--

8. 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください（お渡しした名刺等をご提示ください）。訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や、服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行ないます。

9. ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション等を位置付ける際に意見を求めることとされている「主治の医師等」に入院中の医療機関の医師を含みます。

10. テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
☐	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
☐	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
☐	2か月に1回は利用者の居宅を訪問して面接をおこないます。
☐	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
☐	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
☐	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
☐	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

11. サービス・契約の終了及び解除

- ① 利用者のご都合
お申し出くださればいつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合
人員不足・事業所指定取り消し・事業廃止等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。
その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了
次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。
(ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合
(イ) 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が非該当（自立）、要支援1、要支援2と認定された場合
(ウ) 3か月以上の入院やご利用が無い状態により居宅介護支援の必要がなくなった場合。
(エ) 利用者が死亡した場合
- ④ 契約解除
(1) 利用者または家族等の非協力的など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、かすみがうら市役所介護長寿課、霞ヶ浦地区地域包括支援センター、千代田地区地域包括支援センター等に相談を行い、契約を解除させていただく場合があります。
(2) 利用者またはその家族が、介護支援専門員に対し、暴力・威嚇・セクシャルハラスメント・過度な要求・長時間の拘束、その他社会通念上不適切な言動等を行ない、信頼関係を維持することが困難となった場合には文書で通知することにより、即座に契約を解除させていただく場合があります。

12. 利用者へのお願い

当事業所は、介護支援専門員、学生等の実習受け入れ事業所として協力しております。
実習生の実務実習等の必要性をご理解いただきご協力をお願いいたします。

13. 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

利用者の意思決定に基づき、貸与または販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与または販売を選択できることについて十分な説明を行ない、選択にあたっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案をいたします。

14. 他機関との各種会議等

- (1) 利用者が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」および「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施する場合もございます。
- (2) 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施する場合もございます。

15. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

電話番号 0299-56-3877

管理者 皆川 郁

FAX 0299-56-3878

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。

また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) 公的機関の窓口

当事業所以外に市区町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

a. かすみがうら市長寿福祉課 介護保険室

電話番号 0299-59-2111

b. 石岡市福祉部 介護保険課

電話番号 0299-23-1111

c. 小美玉市保健福祉部 長寿福祉課 介護保険室

電話番号 0299-48-1111

d. 土浦市介護保険課 介護保険室

電話番号 029-826-1111

e. 茨城県保健福祉部 長寿福祉推進課 介護保険室

電話番号 029-301-3332 FAX 029-301-3348

f. 茨城県国民健康保険団体連合会

電話番号 029-301-1550 FAX 029-301-1575

16. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

17. 事故発生時の対応方法

- (1) 当事業所が利用者に対して指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族及び関係諸機関、利用者に係わる事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に事故発生状況及び今後の対応等について報告いたします。
- (2) 当事業所が利用者に対する指定居宅介護支援の提供にともなう、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- (3) 事業所は自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償を負いません。
とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は賠償責任を免れます。
 - ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
 - ② 契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ③ 契約者が、事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

18. 個人情報の取り扱い（秘密の保持）

居宅介護支援の実施に関して知り得た個人の情報は、あらかじめ文書により同意を得た上で関係機関（保健・医療・福祉及び行政）内で共有させていただきます。

その際には伝達すべき必要最小限の範囲での共有といたします。

また、関係者以外への個人情報の漏洩は絶対に致しません。

本契約終了後や、従業者の退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

19. サービス提供の記録

居宅介護支援の提供に関する記録や、個人情報等に関する帳票類は本契約が終了後、かすみがうら市条例に基づき5年間保存いたします。その間であれば利用者または契約書記載該当親族、成年後見人等からの開示請求に応じ開示いたします。なお保管方法につきましては紙または電子化処理をしたうえで保管いたします。

20. 福祉サービス第三者評価について

福祉サービスの第三者評価については、以下の通りです。

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	②なし		

21. 高齢者虐待防止について

- 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等に関する下記の措置を講じます。
- 例：身体的虐待・介護放棄・放任・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待など
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
 - (2) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を定期的
に開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。また、発見時（虐待の疑い含む）には
行政への通知を行い、利用者の安全の確保に努めていきます。
 - (3) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	宮本 幸子
-------------	-------

22. 身体拘束禁止に係る事項

- 1. 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため
緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束
等」という)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その容態及び時間、その際の利用者の
心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果に
ついて、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

23. 業務継続に向けた取り組み

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

24. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じるよう努めます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）の定期的な開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する責任者	富田 真希
--------------	-------

25. ハラスメント対策、その他禁止事項

- (1) 事業所は、利用者およびその家族等と良好な信頼関係のもとでサービスを提供できるよう、ハラスメントの防止に努めています。

ア. ハラスメント委員会の設置

イ. 定期的な研修の開催及び臨時的な会議を開催

ウ. ハラスメント対策のための指針の整備

エ. 専任担当者の配置

ハラスメント防止に関する責任者	皆川 郁
-----------------	------

- (2) 利用者及びその家族が事業所の従業員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント、その他の尊厳を傷つける言動や、SNS 等での誹謗中傷、社会通念上相当な範囲を超える要求等のハラスメント行為が認められた場合は、事実確認の上、改善をお願いすることがあります。（詳しくは付属別紙3「ハラスメント防止のお願い」を参照）改善が見られない場合や、従業員の安全確保及び適切なサービス提供の継続が困難と判断した場合には、サービス提供の中止または居宅介護支援の契約を解除する場合があります。
- (3) 利用者またはその家族等による暴力行為、器物破損、脅迫、著しい迷惑行為その他の違法行為により、職員または事業所に損害が生じた場合には、その損害について賠償を請求する場合があります。
- (4) 従業員の個人情報保護のため、事業所の許可なく無断で写真・動画撮影（カメラ・スマートフォン等による撮影を含む）や録音、SNS 等に投稿する行為を禁止します。

26. 当法人の概要

法人名称 一般社団法人 共生

代表理事 小松崎 由美子

運営事業の概要 相談支援事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

居宅介護支援に介護報酬 (2026年 6月改定)

本事業を行うにあたって介護保険から当事業所に支払われる報酬額は以下の通りです。

居宅介護支援Ⅰ (月1回) : 要介護1, 2 ……1086単位

(基本単位) 要介護3, 4, 5 ……1411単位

特定事業所加算Ⅱ ……上記基本単位に421単位加算されます

※ 当事業所は職員配置や健康診断、研修実施など特定事業所加算Ⅱの算定要件を満たします。

介護職員等処遇改善加算 (新設) ……所定単位数の2.1%を加算

※所定単位数は、基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数。

特定事業所医療介護連携加算 ……下記(★)が年間取得要件に該当した場合、上記基本単位に125単位加算されます。

初回加算 ……300単位 (新規または更新時に介護度が2段階以上変更時)

通院時情報連携加算 ……50単位/月 (月1回まで)

(内容) ご利用者の通院時に、医師または歯科医師および介護支援専門員が必要と認めた場合に、あらかじめ医師または歯科医師の承諾を得たうえで担当介護支援専門員が診察に同席いたします。そこで得た情報はその後の支援において有効に活用いたします (通院のための移送や介助は致しませんのでご了承ください)。

入院時情報連携加算 Ⅰ ……250単位 入院した日の内に提供した場合

Ⅱ ……200単位 入院後3日以内に提供した場合

(内容) ご利用者の入院時に、普段の生活の様子 (食事、排泄、服薬、口腔状況や趣味や生きがいなど大切にしていること) などを医療機関に情報提供することで、入院中の状態の変化を最小限に抑え早期退院を目指します。

退院・退所加算 (★) :

	退院前カンファレンス参加 無	退院前カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

(内容) 入院医療機関からの診療内容等の伝達や、退院後の生活上の留意点、必要なサービスなどの助言を受け、新たなケアプランを作成します。また、入院中にサービス担当者会議を開催する場合もあります。

ターミナルケアマネジメント加算 (★) ……400単位

(内容) 終末期のご利用者に対して、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、24時間連絡体制を確保し、医師や看護師等との連携を密に図り、随時必要な対応をいたします。介護支援専門員も適宜訪問し状態の確認をいたします (算定は支援終了時の状況で判断します)。

緊急時当居宅カンファレンス加算 ……200単位 (訪問診療の指示による/1月2回まで)

(内容) 訪問診療が関わる場合に医師の求めに応じ、ご自宅に関係者が集まり、今後の対応などを確認した場合に算定します。

看取り期における居宅介護支援費の例外的算定

(内容) ご利用者の退院時の支援において、指定居宅介護支援で定める一連の業務を実施したにも関わらず、ご利用者の他界によってサービス実施に至らなかった場合、当該月分の居宅介護支援費を算定させていただきます。

ハラスメント防止のお願い

いつも当事業者の業務にご理解・ご協力いただきありがとうございます。近年は介護事業所でのハラスメントの防止対策を強化するよう国から求められており、当事業所でも対策強化に取り組んでおります。職場内でのハラスメントを防止するとともに、当事業所と利用者・家族等との関係についてもハラスメントを防止できるよう以下の内容に対してご理解・ご協力をお願いいたします。

※ハラスメントに該当した場合契約書の背信行為に該当し契約を終了する場合があります。

【 カスタマーハラスメントやセクシャルハラスメント等の分類と具体例 】

分類	内容	ハラスメントの具体例・事例
身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為	物を投げつける。叩く。つばを吐く。服を引っ張る。土下座をさせる。
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	大声を発する。怒鳴る。「何の役にも立たない」等個人を否定するような言動をする。威圧的な態度で文句を言い続ける。「この程度できて当然」と理不尽な要求をする。家族等が利用者の理不尽な発言を一方的に鵜呑みにし、否定的な言葉や態度をとる。
性的嫌がらせ	意に添わない性的誘い方かけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為	必要もなく身体（腕や足）をさわる。胸、お尻などをさり気なくさわる。抱きしめる。性的な話をする。ヌード写真や動画を見せる。わいせつ行為や盗撮をする。プライベートな予定を聞く。
著しく威圧的な行為	利用者（家族等）からの業務に支障を及ぼす著しい迷惑行為	電話や面談等で長時間拘束する。頻繁に来所や電話でクレームを言う。休日・時間外の対応の強要をする。ケアマネの業務外の強要（すぐに来い、買い物をしてこい、金を貸せ等）をする。同じ質問を繰り返し、対応のミスが出たところを責める。脅迫的・反社会的な言動をする。優位な立場にいることを利用した暴言、特別扱いをさせる。
活動参加の強要	宗教活動。政治活動。営利活動等	入会・参加の強要。特定の宗教党を信仰していないことを理由に差別的な扱いをする。労働時間内に布教活動や勧誘を行い業務に支障をきたす。
飲酒行為	酔ったうえでの迷惑行為。飲酒の強要	圧力による飲酒の強要。意図的な酔いつぶし。酔ったうえでの嫌がらせ。

※上記の内容は一例です。それ以外でもハラスメントに該当する場合があります。

家族・親族（相談事等の連絡先）

①氏名：_____（ 関係：_____）

住所：_____

電話：_____

②氏名：_____（ 関係：_____）

住所：_____

電話：_____

身体的急変時等の連絡先

主治医

医療機関名：_____

担当医：_____

電話：_____

かかりつけ歯科医

名称：_____

所在：_____

電話：_____

かかりつけ薬局

名称：_____

所在：_____

電話：_____

担当薬剤師 有 無 : 有の場合は氏名 _____

個人情報の取扱いに関する規程
個人情報使用許可・関係者間共有許可同意書

当事業を行うにあたって聴取する個人情報は、下記の目的で使用します。
それ以外の目的では使用しません。
また今後の支援において、関係者間で共有することに同意します。
なお、関係者間で共有する際には、必要最小限での共有とし、担当介護支援専門員が有する全ての情報を共有するものではありません。

- 【使用目的】 1.居宅介護支援を行うために使用します。
2.居宅介護支援とは「居宅介護支援の内容」に記した通りです。

今後、私の個人情報を居宅介護支援を行うために使用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名

当事業所は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記の通り重要事項を説明しました。
この証として本書二通を作成し利用者事業者が署名し各自 1 通を保有するものとします。
内容等について変更があった場合は、随時書面を発行し説明をします。

ただし、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、
ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、

- 1.書面説明同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。
- 2.利用者の押印について、求めないことを可能とします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 かすみがうら市新治 1832・37

名 称 指定居宅介護支援事業所 ケアプランセンター共生

説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、
内容及びサービス提供の開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名